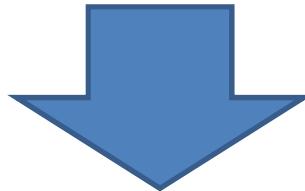


国の利害に關係のある争訟等への 対応に関する関係府省庁連絡会議

令和3年11月30日

予防司法支援制度の利用促進による訴訟の的確な予防

- 国を相手とする訴訟が一旦起これば、訴訟に
関係のある国民や国の機関に多大な負担
- 国民や国の利益が害されるおそれ



避けられる訴訟の発生を的確に予防し、
国民や国の機関への負担をできる限り回避

予防司法支援制度

早期段階での相談

- **施策・措置の策定・運用を検討する段階で相談**
 - ⇒ 採り得る方策が広く、処分等が違法とされるリスクをより軽減することが可能
- **早期相談が必要となる場面**
 - ⇒ 前例のない施策・措置を行う場合など

訟務局における取組(情報共有の促進・利便性の向上)

- 相談体制の充実強化
 - 回答の迅速化
 - オンラインによる打合せ等を柔軟に活用
- News Letter
 - 行政庁向けに留意事項等の情報を発信
- 勉強会
 - 個別のテーマを設定して行政庁と課題を検討